



鳥取県公報

令和3年12月28日（火）
号外第115号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（47）（情報政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ◇ 公安告示 鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等（4）（警務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則による電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等（5）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

公布された規則のあらまし

◇鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

県民の利便性の向上並びに行政手続の簡素化及び効率化を図るため、電子情報処理組織を使用する方法により行う県の機関への申請等における署名等の代替措置を拡充する。

2 規則の概要

(1) 電子情報処理組織を使用して行われる申請等における署名等の代替措置として、申請等を行う者による識別符号及び暗証符号の入力に準ずるものとして県の機関が別に定める措置を加える。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第47号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(氏名又は名称を明らかにする措置)</p> <p>第8条 条例第3条第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、次のいずれかの措置とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 申請等を行う者による県の機関の指定する電子計算機にあらかじめ登録されている申請等を行う者に係る識別符号及び暗証符号の入力<u>又はこれに準ずるものとして県の機関が別に定める措置</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(氏名又は名称を明らかにする措置)</p> <p>第8条 条例第3条第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、次のいずれかの措置とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 申請等を行う者による県の機関の指定する電子計算機にあらかじめ登録されている申請等を行う者に係る識別符号及び暗証符号の入力</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第4号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第73号）第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等を次のとおり定めたので、告示する。

令和3年12月28日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

条例等	条項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）	第6条第3項	駐車許可の申請	令和4年1月4日
	第10条の2第1項	安全運転管理者等の届出書の記載事項の変更の届出	〃

鳥取県公安委員会告示第5号

鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年鳥取県公安委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等を次のとおり定めたので、告示する。

令和3年12月28日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

法令	条項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項	安全運転管理者等の選任又は解任の届出	令和4年1月4日
警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項	警備業の廃止の届出	〃
	第17条第2項	護身用具の届出又は届出事項の変更の届出	〃
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項	小型無人機等の飛行に関する通報	〃
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項	通行禁止道路通行許可の申請	〃
	第8条第1項	設備外積載、荷台乗車又は制限外積載の許可の申請	〃